

総務、産業、建設常任委員会記録

招 集 年 月 日	平成31年4月15日(月)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午前9時29分
出 席 者	委員長 鈴木 宏通 副委員長 山岸 三男 委員 吉田 眞悦 委員 吉田 二郎 委員 佐野 善弘 委員 櫻井 功紀 委員 千葉 一男 議長 大橋 昭太郎
欠 席 者	
職務のため出席した者の職氏名	防災管財課長 寒河江 克哉 防災管財課課長補佐兼財産管理係長 遠藤 孝光 議会事務局主事 高橋秀彰
協 議 事 項	・町有未利用地の利活用について (防災管財課との意見交換)
そ の 他	
閉 会	午前11時26分

2号様式 協議の経過

鈴木宏通委員長	<p>それではこれより総務、産業、建設常任委員会を始めたいと思います。今回から新しいテーマをもって「町有未利用地の利活用について」をテーマに進めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>本委員会全員出席でございますので委員会は成立しております。</p> <p>ここで最初に休憩を申し上げまして、編集委員会より皆様に連絡がございますので佐野副委員長よりお願いいたします。</p>
	<p>休憩 午前9時29分 再開 午前9時30分</p>
鈴木宏通委員長	<p>では再開をいたします。</p> <p>それでは本日の会議に進んでまいりたいと思います。本日は町の未利用地の現状についてということをご皆さんとともにこれから進むわけですけれども、その現状把握ということで担当課の防災管財課長そして課長補佐の遠藤さんをお招きしましていろいろ説明をしていただきたいと考えておりますので。</p> <p>まず最初に紹介をさせていただいてよろしいですか。</p>
寒河江克哉課長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>本日、ただいま委員長からお話があったとおり美里町の町有未利用地の現状と利活用について御説明申し上げたいと思います。</p> <p>なお、本年度4月1日付けで人事異動がございまして当課の財産担当係長、課長補佐も兼ねておりますが、異動になっておりますので、この場で御紹介させていただきます。この度、前任下水道課から防災管財課に課長補佐兼財産管理係長として赴任いたしました遠藤でございます。</p>
遠藤孝光課長補佐 兼財産管理係長	<p>遠藤です。よろしくお願いいたします。</p> <p>(「よろしくお願い致します」の声あり)</p>
寒河江克哉課長	<p>座って御説明させていただきます。</p> <p>それではきょう、お手元に資料を2種類ほど配付させていただいております。資料のまず確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、「美里町の町有未利用地の現状について」ということでホチキス止めされております、3枚ものになる形で。あともう1つ、航空写真をつづったもの、から丸34まであるもの。これが1部でございます。皆様方には滞りなく届いておるでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それではこの資料に従いまして御説明させていただきます。先週委員長と打ち合わせをさせていただいた中で、まず町有未利用地という中の位置付けの中で、それでは行政財産とか普通財産とはどういうものなのかということをご最初に、議員の皆様方ももう御承知だとは思いますが、簡単に説明してくれとありましたので、この未利用地の現状についての3ページめにつけさせていただいております。なお、これにつきましては九州にあります薩摩川内市のホームページのほうから抜粋させていただいておりますので、その旨御承知おきいただきたいと思います。</p>

	<p>す。薩摩川内市のホームページから一番分かりやすいのかなと思って抜粋させてもらった資料だということで御承知おきいただきたいと思えます。</p> <p>それでは説明させていただきます。公有財産（普通財産・行政財産）とはという端的なものがございます。まず公有財産ということで載っておりますが、これは「市」となっておりますが、これがその薩摩川内市ですので「市」になります。これを「町」と読み替えさせていただきます。町の所有する財産のうち次に挙げるものを言いますということで地方自治法第 238 条第 1 項に載っているもので、1 の不動産から 8 の不動産の信託の受益権までございます。</p> <p>今回町の財産の利活用とするものにつきましては、財産の隣に、これは図柄で申し上げますと公有財産とあります。その公有財産の中でも行政財産と普通財産に分かれますということでこの普通財産の部分について御説明させていただきたいと思えます。というのは、この行政財産というのは、文字でも書いてあるとおり町において公用又は公共用に供する財産でございます。例えで言うならば公用財産というのは町が直接使用する財産でございますので、こちらの本庁舎あとは南郷庁舎、その他公的な行政執行機関が入っている建物でございます。こういったものについては公用財産ということで分類されます。また、公共用財産と言いまして、これは町民が共同して利用する財産。例えで言うならば学校や図書館。当町は公民館がございませんが、コミュニティセンターあとは公営住宅、公園などがございます。</p> <p>これにつきましては（ 2 ）で書いてあるとおり、一部の場合を除き、原則として貸し付けや譲与や売買することができないということになっております。ただし、特例がございまして、それについては町でも一部お貸ししております。例えばの話、庁舎の屋上にどうしても電波を受信するアンテナを設置しなくてはいけないといった場合などがそれに当たります。</p> <p>また、この行政財産につきましては担当課それぞれが管理しております。1 つの端的な例で言いますと、この行政財産には、明確な言葉ではないですが、教育用財産と言いまして学校の建物、施設などが入っております。そういった学校用施設などについては教育委員会が管理しているというのが 1 つの例になるかと思えます。</p> <p>先ほど言いました普通財産でございます。普通財産につきましては行政財産以外の公有財産でございまして、原則としまして貸し付けや売り払いができるというものでございます。こちらに難しい言葉で書いてありますが、「経済的価値の発揮」を目的としており云々とありますけども、これについては民間の方もしくは借りたいという方にお貸しすることもできますし、場合によってはお売りする、譲渡することもできるという中身でございます。</p> <p>基本的にこの普通財産につきましては防災管財課が管理していると</p>
--	--

	<p>ということでございますので今回議員にこの説明をさせていただくということでございます。本当に簡単ではございますが、こういった説明でよろしいでしょうか。</p>
鈴木宏通委員長	<p>今まず公有財産、行政財産、普通財産ということで担当する普通財産の防災管財課の役割ということでしたけれども、今までの説明で何か御質問等ありましたらば。</p> <p>はい、佐野委員。</p>
佐野善弘委員	<p>例えば今度保育園に貸し出しする土地ありますよね。それはこのどっちに入るんですか。</p>
寒河江克哉課長	<p>それについては普通財産でございます。(「普通財産」の声あり)はい。</p>
鈴木宏通委員長	<p>もし何かございましたらばいろいろと。よろしいですか。あとるる説明をいただきながらまたわからないことがありましたら御質問等していただきたいと思いますが。</p>
山岸三男副委員長	<p>その前に1つ確認させてください。(「確認」の声あり)うん。資料の2ページの普通財産一覧、これのナンバーと、航空写真のナンバー入ってますね。これ一致しているということでもいいんですね。</p>
寒河江克哉課長	<p>今副委員長が言ったとおりでございます。一致しております、これからそちらの説明をさせていただきます。</p>
鈴木宏通委員長	<p>ではまず美里町の現状につきまして、また説明のほどお願いします。</p>
寒河江克哉課長	<p>それでは普通財産の現状につきまして御説明させていただきたいと思えます。</p> <p>まず、委員長と先週打ち合わせをしております、美里町においてはこの普通財産というのはどれくらいあるんだというところから話が始まりました。その部分を説明するためにまとめたものがこの1の「普通財産の所有状況について」でございます。</p> <p>地目が宅地、雑種地、その他という形の、大きく3つの部類に分けさせていただきました。</p> <p>宅地につきましては130筆ございまして、合計面積は8万9,620平米何がしてございます。こちらの備考欄に書いてありますが、旧小牛田町で開発しまして生み出し、その後地盤沈下等もなっております……、済みません、この「鉢谷森」の「鉢」ですね。済みませんが、打ち間違いでございました。大変申し訳ございません。最初からで申し訳ございませんが、「ハチ」の字が昆虫の「蜂」の字でございますので、申し訳ありません。訂正させていただきたいと思えます。蜂谷森公園、団地があります44筆の土地も含むということでございます。</p> <p>また、雑種地ということで111筆でございます。これについては登記簿上まだ宅地でも道路でもない、そういった雑種地というような登記されている土地をまとめさせていただきました。これが111筆で九万五千何がし平米でございます。</p> <p>3番目、その他としました。このその他につきましては宅地もございません。または雑種地もございまして、84筆でございます。十三万何がし</p>

	<p>平米でございますが、これについては今現在各地域の集会所や先ほど佐野議員から質問がありました老人保健施設等に貸し出している土地などを含めたものがこの84筆、13万何がし平米でございます。</p> <p>合わせまして325筆、31万4,728.28平方メートルが今町で所有している普通財産の総合計という形になります。</p> <p>これがまず基本でございます、そのうち今回常任委員会のほうから御指摘がありますこの「未利用地の利活用」という形になりますと、全ての土地がすぐにでも使えるというわけではないだろうということで、防災管財課、担当課と委員長で先週詰めた中でそれでは利活用が可能と考えられる土地についてはどういった条件をつけますかということで、この2の(1)から(4)のところを、一つの基準を設けさせていただきました。</p> <p>1つめでございます。「面積が50平米以上であること」ということがまず1つ。</p> <p>2つめが、「地目が宅地又は雑種地であること」ということです。これについては、1の普通財産の所有状況の中で申しあげましたその他の部分については、今現在もう既に地域の方々や社会福祉法人等にお貸ししている土地でございますのですぐには利活用できないだろうということでその他を抜いたというのが(2)でございます。</p> <p>(3)の「集会場等使用中の土地でないこと」。これも今お話しした部分に含まれます。</p> <p>(4)でございます。その土地の形状や場所が利活用に適している土地であるかどうかということでございます。これにつきましては、旧小牛田町、旧南郷町時代からのものでもありますけれども、その所有している土地に行くまでに道路がない、公共公衆用道路がない場所。つまり全て周りが民地で囲まれている場所などもございます。または川沿い、あとは用水路沿いの細長い土地で、面積は50平米以上ありますが、利活用となりますとなかなか売りに出しても売れない、または貸してくれという方もいらっしゃる。そういったものにつきましては今回この普通財産の利活用が可能と考えられる土地からは除きましょうということでこの4つの基準を設けさせていただきました。</p> <p>この4つの基準をクリアした土地がこの下のほうにあります宅地、雑種地でございます。それにつきましては、(1)の宅地としましては24筆の2万4,729.26平米。雑種地につきましては10筆の2万3,261.23平米。合わせまして34筆の4万7,990.49平方メートルが今回その利活用が可能と考えられる土地ではないかということでリストアップさせていただいたところでございます。</p> <p>この34筆の土地でございますけども、ページをめくっていただきますと2ページめでございますNo.1から34までの土地となっております。</p>
鈴木宏通委員長	ただいま普通財産の所有状況、町の状況につきまして課長より御説明

	<p>いただきました。次ページからの 34 筆の説明の前にここで区切らせていただきまして、これまで今説明をいただきましたところの質疑等ももしありましたらばこの中で最初に受けたいと思いますが。</p> <p>まず、普通財産の所有状況につきましては、このとおりという認識でよろしいでしょうか。1 番につきましては。</p> <p>はい、吉田委員。</p>
吉田二郎委員	<p>面積 50 平米以下のやつというのはその他の中に含まれているのか。それとも全然なにもこの中に計上されていないのか。</p>
寒河江克哉課長	<p>今の御質問でございますが、上の 1 番の普通財産所有状況(1)の宅地と 2 番の下の方にあります(1)の宅地は同じものということで考えてください。ですから 130 筆のうち、50 平米以上であり、この(1)から(4)までの基準をクリアしたものが 24 筆と。ですので、残りの 106 筆はこの 1 から 4 までの基準以外のものになるということで考えてください。</p> <p>上の(2)の雑種地は 111 筆ありますけども、下の表では 10 筆となっております。ですから残りの 101 筆につきましては、この 1 から 4 までの基準をクリアしていないので、今回のこのリストから除いているということでお考えください。</p> <p>(3)のその他については今現在もう既にお貸ししているような土地でございますので、今回の利活用からはまるきり除いているということでございます。</p>
鈴木宏通委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、吉田委員。</p>
吉田二郎委員	<p>じゃあ利活用には出てないんだけども、全部きちっと載せているというか台帳かなにかに既に記入されているんだいか。</p>
鈴木宏通委員長	<p>はい、課長。</p>
寒河江克哉課長	<p>今吉田議員が言ったとおり、町の固定資産システムの台帳に全て載っている土地です。</p>
鈴木宏通委員長	<p>はい、櫻井委員。</p>
櫻井功紀委員	<p>1 点確認させてください。</p> <p>上山沢住宅が更地になっていきますね。あれ会社に駐車場として貸しているんですけども、これは宅地でいいんですか。</p>
寒河江克哉課長	<p>はい、宅地になっております。</p>
鈴木宏通委員長	<p>よろしいですか。</p>
櫻井功紀委員	<p>これは、あと宅地は年間契約で貸しているの。</p>
寒河江克哉課長	<p>今櫻井議員から御質問があった件ですね、これについては平成 29 年度、30 年度まで一応売買するようになって考えていたところでございます。ただし、御存じのとおりあの周辺には素山貝塚または古墳などがございまして、埋蔵文化財の包蔵地に含まれるというような御指摘を受けています。それで、売買した後に例えばその土地を開発したいとい</p>

	<p>う場合は大規模な発掘調査が必要になってくるということになりましたので、そういったことを近く隣接する企業にお話したところ、それではちょっと売買にはまだ結び付かないだろうということで、今年度においても1年間ずつの契約ということでお貸しするようにしているところでございます。</p>
櫻井功紀委員	<p>あれは今埋蔵文化財があるっていうことでお話聞きましたけども、あそこに無理に昔町営住宅を建てたんですか。どうなのか。わかんねえな。(「当時だから」の声あり)</p>
寒河江克哉課長	<p>当時のことは私もわかりませんが、私も昔教育委員会にいたこともありまして、文化財保護法に基づいてその埋蔵文化財がありますが、こちらの法律が厳しくなったのは2つの事項があったと記憶しています。</p> <p>まず1つは青森県で発掘されました三内丸山遺跡、あの件でそういった埋蔵文化財を大切にしていかなければいけないよと。もう1つが九州の佐賀県でしたか、吉野ヶ里遺跡。あの2つの遺跡が出た後埋蔵文化財に対する認識が大きく変わりました、開発よりも文化財を大切にしたいということで厳しくなりました。</p> <p>ですので、今櫻井議員がおっしゃった桜木住宅を建てた際にはまだ法律の網も薄かったので、住宅も建設できたと考えているところでございます。</p>
鈴木宏通委員長	<p>よろしいですか。ではそのほか。 では、吉田委員。</p>
吉田眞悦委員	<p>確認お願いします。 さっきその他の中でもう貸し付けしているとかそういうのが13万平方メートルほどあると。普通財産の中に町で所有している山林の扱いというのはどのようになっているのか。</p>
寒河江克哉課長	<p>その他の中に含めさせていただいております。</p>
吉田眞悦委員	<p>この(3)のその他の中には、13万平方メートルの中に町有林も入っていますよということなんだよね。ちなみに山の面積はなんぼあるんだっけか。何カ所のなんぼで。(「3カ所でないか」の声あり)筆数はいいから大きく何カ所か。</p>
寒河江克哉課長	<p>済みません、合計は……申し上げられませんが、まず私どもで管理しているのは5カ所でございます。1カ所めが大崎市田尻大沢にあります面積が約3,100平米。あともう1カ所、同じく大沢にあります1万5,700平米ぐらいのところですね。その2カ所については旧中埴村が所有していたものだということで聞いております。</p> <p>次に涌谷にも上郡に2カ所ございます。1カ所めが2万3,300平米、正確にはもっとあるんですが、2万3,300平米ほど。もう1カ所が2万1,500平米ほど。この2カ所でございます。あとは旧南郷町で所有しております大崎市鹿島台大迫と言うんでしょうか。そちらに1万2,100平米ほどの山林がございます。もう少し小さい数字ではございますけど</p>

	<p>も、一万二千百数十平米でございます。</p> <p>以上5カ所が町が持っている町有林という形になっております。</p>
吉田眞悦委員	<p>要するに田尻にもあったの。(「田尻にも」の声あり)</p> <p>じゃあこの面積が13万平方メートルの中にみんな入っているということで、当然ながら町有林については山だからさ。たまたま何かの開発とか必要な人が現れればだけど、それを町として開発とかどうのこうのということには相成らんと思うけど。わかりました。(「関連して」の声あり)</p>
鈴木宏通委員長	はい、櫻井委員。
櫻井功紀委員	蜂谷森は山林には入らないんだね。公園なんですね、あれは。
寒河江克哉課長	蜂谷森は公園です。
櫻井功紀委員	公園ですね。山林じゃないよね。
千葉一男委員	あれ公園って。山……。
吉田眞悦委員	山だな、あれ。
鈴木宏通委員長	<p>そのほか何か。</p> <p>はい、千葉委員。</p>
千葉一男委員	<p>美里町の町有未利用地の状況ということで、今山林の話してましたけどね。山林ですからまた特殊なんですけども、これは将来にわたってこの山林を今のまま、自然環境を守るとか大きな使命を含めながら、ずっと持っていくのかどうか。あるいは、経済的価値を認めてもらってお金に変えるような事態が、法的に離さなくちゃいけないというものは別として、市場にそういう需要がふえたときはこういうのはどう処理していくんですか。</p>
鈴木宏通委員長	はい、課長お願いします。
寒河江克哉課長	<p>今千葉議員からお話あったとおり、どうしても未来永劫町が持っていないかなければならない財産ではないと私も考えます。ですのでそういった購入したい方がいらっしゃったり、またはその土地も含めて開発したいという方がいらっしゃれば、その方と真摯に相談して町に不利にならないような形で活用していけたらいいのかなと担当としては思っているところです。(「担当としては思っている」の声あり)それは町長の最終的な判断になると思いますけども。</p>
千葉一男委員	<p>例えば常識的に言ったらそういう考えでないかなと私もそれはわかるんですけども、現状から見てそういう方向というのが、今の考え方が組織として継続していくのか、単純にそのときそのときで担当課長さんの判断と町長によって決まっちゃうのか。その辺はいかがなんでしょうか。</p>
寒河江克哉課長	<p>それについては私たちも引き継いでいきたいとは考えておりますが、やはりそのときそのときの町政をあずかる首長の考え方もあるかと思えます。当時の、先ほど言った旧中埴村から財産を引き継いだときにも、聞いた話によりますと中埴小学校とか中埴中学校を建て替える際の財産を供給するためにそういった山を持っていたんだという話もありま</p>

	<p>すので。今ではなかなかそれとは、現実とはかけ離れているとは思いますが、やはりその最終的な判断は首長が行うものだと考えております。</p>
鈴木宏通委員長	<p>そのほかございませんか。(「ちょっとよろしいですか」の声あり) 休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午前 9時56分 再開 午前10時13分</p>
鈴木宏通委員長	<p>再開をいたします。 そのほか皆様から御質問等ございませんか。よろしいですか。(「はい」の声あり) では続きましてその大きな2番の部分の34筆について皆様に担当課からまた説明をいただきますが、休憩を一回はさんで25分から再度切り替えて行いたいと思います。 では暫時休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午前10時13分 再開 午前10時24分</p>
鈴木宏通委員長	<p>再開をいたします。 続きまして、現状につきまして、まず担当課から普通財産の、2ページからですか、各34筆の説明をそれぞれ何カ所かずつまとめながらさせていただきますと思います。</p>
寒河江克哉課長	<p>それでは今委員長から34カ所の詳細説明とありましたので、御説明させていただきます。 資料につきましては2ページめにあります「利活用可能普通財産一覧」とこの航空写真の資料を同時に見ていただきたいと思います。ナンバーについては一致しておりますのでそれで説明させていただきます。 まずNo.1の旧小牛田幼稚園の敷地でございます。これについては、所在地は牛飼字新西原にございます。面積は二千五百何がし平米でございます。写真でおわかりかもしれませんが、この写真の左手側に小牛田中学校があるというようなイメージで見たいと思います。隣は墓地です。この斜線の部分でございます。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり) 次です。ページをめくっていただきまして から まででございます。これについては、資料はNo.2からNO.5までですね。旧北浦幼稚園の敷地でございます。これについては、敷地は一角地でしたが、公図上は4つに分かれております。場所については北浦小学校の東側になります。面積は一覧に書いてあるとおりでございます。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり) 次、6番です。旧中埜幼稚園駐車場の敷地でございます。千六百九十何がし平米でございます。これについては、平成29年度に売却が済んでおります旧中埜幼稚園敷地の東側でございます。ですからこの写真から言いますとこの写真の左側に現在の中埜小学校が建っているという</p>

	<p>ようなところでございますけども。こういった状況でございます。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)</p> <p>次が7番です。これは旧中埴浄水場というような名称にしておりますけども、昔ここに水道タワーとかがあったと聞いております。場所につきましては中埴コミュニティセンターのすぐ南側でございます。ただし、この敷地内の東側に消防のポンプなどがございますので、もしも売買とかする場合にはその部分を分筆しなくてはいけないということが残りますが、面積が千百平米ほどありますので今回のその50平米以上の部分の分類でリストアップされたということでございます。よろしいでしょうか。(「はい」「こいつ今公園にはなってるねえの」「駐車場か」の声あり)公園はその東側です。(「写真の右側ね」の声あり)はい。</p> <p>次、8番です。この8番につきましては小牛田駅前でございます。場所は桜木町69番地ということで、警察署長の官舎跡というような所です。場所的には写真の中央部分に大きな建物が見えると思いますが、これが旧宮城醤油工場があったところですね、その北側になります。ですから今で言いますとみさと歯科から素山球場に行くところの右側ということですね。ちょっと一段道路より低くなっているところですか。(「手島さんの看板が立っているところだね」の声あり)これは、8番はそうでは……あれ、立ってましたっけ。(「いや、その近くだな」の声あり)その近くですかね。道路から一段低くなっているところですか。これが318平米ほどですか、なっています。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)</p> <p>次の9番もすぐ近くで、これが今櫻井議員さんが言った看板云々じゃないかなと思うんですけど、旧醤油工場の西側になるんですか。少し斜面になっているところですね、これも。これが270平米ほどあるという場所でございます。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)</p> <p>次は10番です。これについては前の消防の小牛田分署の消防の待機宿舎でございます。面積は約七百平米ほどでございます、見づらいんですけど十字路になっているのが小牛田バイパスとさせていただきたいと思えます。写真の上側にあるのが山の神社になります。場所的には今は裏側のほうから入らざるをえませんが、細長い土地ですね。この部分が7百平米ほどですか、ございます。これについてはこちらに資料が残っているんですけど、平成20年ぐらいに一度公売にかけているんですけども買い手がつかなかったということでございます。(「これは宿舎建っていたんだよね」の声あり)宿舎建ってたんですね。(「今は……」の声あり)今はないですね。今は更地です。</p>
山岸三男副委員長	牛飼3区だっけか。山の神行政区で一部使っているよね。
寒河江克哉課長	<p>よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)</p> <p>次が11番です。これについては旧小牛田分署。出張所があった土地でございます。建物がまだ立っているような形になってはいますが、航空写真がちょっと古いですけども、もうすでにこれは撤去されています。</p>

	<p>建物は撤去されています。今現在は、今山岸議員さんが言ったようにゲートボール場ですね……（「ああ、そっちだっけか」の声あり）にお貸ししている土地になりますが、ここにまとまった土地でございます。理美容の建物が下のほうに見えるということでございます。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）</p> <p>次、12番です。こちらですね、済みません、私も今回出てきて初めてわかったんですが、中組です。場所的には前議員の橋本さんの自宅の近くということでイメージしていただければよろしいんですが、まず一番下の道路の部分が108号線の、前にセブンイレブンがあったんですが、今はリサイクルショップさんになっているところがちょうど図面の下の部分。そこから上のほうに戻っていきますと小さな十字路があるあたりが旧議員の橋本さんの家と。そこからもう少し上がっていきますとまた大きな十字路がありまして、これをまた上のほうに上っていくと中北橋があると。そういうイメージでございます。その中北橋に行く途中の部分で右手に入っていきますと入り口があって奥行きがある土地がある。これが旧北浦村の役場跡地だったというんですが、270平米くらいあると。ちょっと済みません、私もイメージがわからなくて申し訳ないんですけども。（「俺は場所わかるけど」「NTTのあいつ建っているところでないの」の声あり）NTTがあったってところは……</p>
鈴木宏通委員長	<p>この後ろ側なのね白い……（「うん、白いところね」の声あり）今この隣の右側のところは住宅建っていますから。今空き地になって見えるけど。宅地が建っています、そこの1軒隣の、ここも隣もずっと家建ってるよね。（「建っていますね。最近建った……」の声あり）建ったよね。4軒くらい建っているかな、あそこ。3軒かな。</p>
寒河江克哉課長	<p>唯一、旧消防団のポンプ小屋が1つあります。これが町の所有地だということを示す一つの証かなと思って私も見ておりましたが、済みません。この部分については私も認識不足ですね。（「こいつ石巻街道さ行く……」の声あり）はい。昔の石巻街道ですね。その道です。よろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>次、13番、姥ヶ沢宅地というもので、これについては写真中央沿いに流れているのが出来川です。出来川の上に橋がありますよね。これが「遊歩道」と言って水越浦の方々と山前の方々を結ぶところの橋です。その橋の若干手前の土地でございます。ここにも町の宅地が584平米ほどございます。（「ここも宅地になってるの」の声あり）宅地ですね。前になんですが、伊勢耳鼻科の前の道路を拡幅するときここを移転先としてどうですかというようなことをしていたというのも昔あったということは聞いております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）</p> <p>次が14番です。峯山の宅地です。この峯山の宅地というのなかなか説明しづらいんですけども、峯山団地の中にあります。この写真の14番と書かれている部分の右手側が不動堂小学校とってください。不動堂小学校が14番という数字の右側にありまして、写真から申し上げて</p>

左手のほうに白くなっている部分。これが駅東に行く新しい道路とを考えてください。それでこの今回の土地に行くためには、新しい駅東不動堂線からではなくて、団地の中の道路から行かなくちゃいけません。なかなか目印がないものですので、はっきりところとは申し上げませんが、峯山団地の一番西外れというような場所で、少し段差がついているんですね。（「畑あるな」の声あり）はい、畑だったり、段差がついているところです。これは実際行かないと私もここですとはっきりは申し上げられないような。（「何跡と言ったらいいんだか」の声あり）跡というか、段差があったのでたぶん造成しづらいということでそのまま……（「低いのか」の声あり）少し高くなっています。（「ああ、高いの」の声あり）これが峯山宅地と言われる……済みませんが、ちょっとあまり目印がなくて。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ここまでが旧小牛田町のものでございまして、15番以降は旧南郷町の土地でございます。南郷地域の土地でございます。

まず15番、16番、17番、あと少しとんで済みませんが21番については連続している土地でございます。この土地というのは先ほど議長さんから話があった旧南郷高校の宿舎3棟のすぐ前の宅地でございます。ですから写真上の、小さく5の1と見えづらいんですが、これが旧北幼稚園。南郷の北幼稚園が5の1という場所ですね。（「何番」の声あり）15番の写真で今説明をしていますけども、5の1と小さく打たれているのが旧南郷の北幼稚園とお考えいただきたいと思います。（「北幼稚園ってのぎくか」の声あり）そうですね。現在はのぎくですね。なかなかこれだけではイメージがわからないと思いますけど。場所的には小牛田から南郷に行って346号線の交差点に丸文石油というガソリンスタンドがあります。そのガソリンスタンドに行くよりも100メートルくらい手前と言えいいんですかね。そこに4筆かたまってあるということですね。15、16、17と21があります。1筆ずつ分かれておりますが、3つあって、あと21もほぼ隣接しているということでお考えいただきたいと思います。（「この4カ所、1カ所だな」の声あり）そうですね。4カ所を1カ所と考えればいいと。ただ土地的には先ほどの旧北浦幼稚園と同じように分かれておりますよということでございます。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

じゃあ15、16、17終わって、次は18ですね。18は大柳駐在所跡地というような名称でございます。写真上で言うと十字路に切られているところが346号線と小牛田から南郷に行く県道の十字路です。その十字路の左手にある大きな白い部分が成文石油スタンドでございます。その石油スタンドよりも若干南側の跡地です。（「丸文でしょ」の声あり）ああ、済みません。丸文です。申しわけないです。丸文石油ですね。その南側にある国道沿いに大柳駐在所跡地があると。今の大柳駐在所は郵便局のところにあるということになりますので。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）18番終わります。

次は 19 番です。これは見づらいと思いますが、小島です。写真の下のほうに森がいっぱい見えるのが小島の丘陵地とってください。その丘陵地の北側と言ったらいいんでしょうか。西側のほうにある土地です。これも 50 平米以上ということだったので出てきたんですけども。（「こいつは放射能測定器があるところではないんだよね」の声あり）いえ、違います。ですから山の西側ということですかね、になります。これでも 480 平米あるんですね。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

次、20 番です。これについては普通財産なんですけども、管理上今まちづくり推進課で管理している土地なんです。（「グリーンタウンか」の声あり）グリーンタウンです。グリーンタウンで唯一 1 カ所売れ残っているという土地でございます。いろいろといわくつきの土地でございますが、まちづくりのほうからもこういった議員さん方が検討していただけるのであれば一度場所を見ていただけたらという話も受けています。隣接する方との関係でなかなか難しい土地だということで残ったというような話は聞いております。よろしいでしょうか。（「はい」「今売れないんなら売れないっちゃ」の声あり）

次、21 番は先ほど説明したとおりでございます。

次、22 番です。これについては古館の旧南郷病院跡地でございます。合併した当時は防災ステーションとしてどうのこうのという話がありましたけど、国交省から面積的にはこれの倍以上ないととてもでないけど無理だということでございますので、町としましてはその防災ステーションということの部分はとりあえず白紙にしまして、今後活用して行ったらと。売買なりの活用を……という土地でございます。（「国交省に買ってけないかと言ったことはないの」の声あり）ですから国交省に対して旧南郷町時代からここに防災ステーションなどどうですかということ誘致はしていたんですけど、狭いと。これの倍の 1 万平米以上ないとなかなか難しいと。よろしいですか。（「はい」の声あり）

次が 23 番です。これは旧赤井消防ポンプ置場ということで 100 平米です。そんなに大きな土地ではありませんが、この場所についてはカントリーエレベーター、346 号線の近くに花野果とカントリーエレベーターがあります。その道路をひたすら真っすぐ道沿いに行きまして一番住宅地の外れと考えていただければ間違いのないと思います。そこに 100 平米の土地がございます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

次、24 番。この 24 番については、旧砂山小学校の跡地でございます。今現在は下二郷コミュニティセンターが近くにあるというような場所でございます。まだこの当時はプールもあるようには見えますが。（「これは普通財産でしょ」の声あり）普通財産です。（「教育委員会ではないんだね」の声あり）違います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

次、25 がなかなか私も説明しづらいんですけども、木間塚字川前 20 番地ということで鳴瀬川沿いでございます。写真の左の灰色になってい

	る部分は鳴瀬川でございます。鳴瀬川の近くにこの土地がある。500 平米ほどの土地があると。町の所有する、これは畑となっていますけども、雑種地でございますね。これは、済みません、何に使われていたかというのは確認できていませんでした。
大橋昭太郎議長	吉田さん、こいつは火葬場の跡か。
吉田眞悦委員	ううん、違う。火葬場は後から出てくる。
大橋昭太郎議長	火葬場の下。
吉田眞悦委員	火葬場はここさ。(「この辺は前の……さんの」の声あり) 違うおらいの近く。(「あんたの家、火葬場あったの」「個人用の火葬場」の声あり) ここ、その昔この 500 平米というところに俺ら小っちゃいとき火葬場あったのさ。(「ここに火葬場あったんですか」の声あり) んだ。俺の爺さんはここで焼いた。その跡地が 500 平米だと思う。畑でなくて。
寒河江克哉課長	やっぱり旧火葬場だったんですか。
吉田眞悦委員	旧火葬場さ。だと思ふ。おそらく。ここ昔堤防さしてたのさ。
寒河江克哉課長	ああ、やっぱり堤防がもってこっちにあつたんですね。
吉田眞悦委員	そうそう堤防があつて……(「あれ、眞ちゃんの家どこだよ」の声あり) いいから、いいから。(「はい、次」の声あり)
寒河江克哉課長	よろしいですか。(「はい」の声あり) 次、26 番です。済みませんが、斜線を引いてないんですけども、中央に道路が見えると思います。その道路の下側のわりあい広大な更地になっている場所です。ただし、ここは東松島市なんです。角柄という土地でございます。そこに 3,350 平米ほど町の所有する土地があるということでございます。そちらの経緯についても私ちょっと聞き漏れてしまいましたが、旧南郷町時代からの土地だということでございます。
櫻井功紀委員	東松島市に固定資産税払っているのか。
寒河江克哉課長	町は固定資産税は払っていませんけども。
吉田眞悦委員	昔の小島運動場さ。
寒河江克哉課長	ああ、運動場なんですね。
吉田眞悦委員	昔のね。ほら 26 って書かってっちゃん、一番上さ。ここの集落は小島だから。
寒河江克哉課長	そうですね。済みません。今吉田議員さんが言ったとおり小島でございます。
吉田眞悦委員	小島でこの水路が境なのさ、山との。だから、ここだから、小島の昔運動場として使ってたのさ。そいつが新たにこっち側さイーストファームのハウスのところに隣に運動場つくったっちゃん。(「水防倉庫あったんでないの」「あいつつぶしたんでしょは」の声あり)
寒河江克哉課長	ほとんど今活用はしておりません。
櫻井功紀委員	水防倉庫として残ってるの。
大橋昭太郎議長	あるはずだな。

寒河江克哉課長	あるはあるはずなんですけど。(「木造の」の声あり) すみません、私もまだ1年間経つので行ったことないんですけども。旧課長から引き継いだ中では建物はありますが活用はされていないと。
吉田眞悦委員	こいつ網掛けしてないということは、どこまでだかわかんないのか。
寒河江克哉課長	済みません。つまり町の土地だとちゃんと航空写真と公図を重ね合わせて区画できるんですけども、東松島の土地、市街地なもんですので、その図面がないということなんです。公図をとればそれで写すことはできますけども、済みませんがそういったことで今回斜線はできなかったということでもあります。
吉田二郎委員	境界変更でもしたんですか。
吉田眞悦委員	違う。もともと矢本だったの。
寒河江克哉課長	よろしいでしょうか。(「はい」の声あり) 次、27、28 については、一角地と考えてもよろしいと思いますが、公図上2つに分かれています。27と28の写真の上の部分ありますが、これは南郷グラウンドです。27と28の番号ふられている部分の白くなっているところは南郷グラウンドです。その南郷グラウンドの東側に今新しい町道が走っていますけども、その町道沿いですか、にあるのがこの27、28の土地でございます。何に前になっていたのかというのはちょっと私のほうでも調べられませんでした。吉田議員さん、おわかりですか。
吉田眞悦委員	町の土地だというのはわかってるけど、何でここさしたかはわかんないな。
大橋昭太郎議長	あいつ改良区の土のうだか置かれているとこか。
吉田眞悦委員	んだんだ。今でごみ置き場。ごみ収集場。
寒河江克哉課長	よろしいでしょうか。(「はい」の声あり) 次が29番ですね。29番は和多田沼ですね。和多田沼のこれは蛭田原でございます。これも一つ一つ土地が分かれておりますが、一角と教えてください。29、30、31 までですね。これは小牛田地域から南郷地域に行く際に、塩釜神社を越した後に涌谷に行く県道から左手のほうに入っていく町道がございます。昔よく交通取り締まりなんかをやっていたところと言ってしまったらなんですけども。イメージわきませんかでしょうか。小牛田のほうからいきますと塩釜神社があります。塩釜神社を越えてそのまま道なりに真っすぐと涌谷に行く県道です。それを右手に入る道路があります。鳴瀬川のほうに行く道路ですね。それを入れていった先の道路でございます。近くに墓地がありまして……。(「ああ、そうだな」「墓地あっちゃ」「これ南郷のバラの……」の声あり) これもバラやっていますね。たしかこの大きい家で牛を飼ってたりなんかしている家ですね。イメージ的におわかりでしょうか。(「はい」の声あり) 今は、去年は丸文建設さんの資材置き場に町で貸していましたね。(「下水工事のときに」の声あり) はい。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

	<p>次、32番ですね。先ほどお話ありました旧練牛小学校の跡地でございます。今これは、32で全部網掛けになっていますけども、実際こちらのほうにも消防ポンプ倉庫あります。その部分分筆してありますので、その部分はこの斜線から除かせていただきます。また、この県道沿いには桜並木があったり石碑があったりします。これについても地域の方々と相談し今後も町で所有するというので、その部分も分筆してあります。ですので、面積はこちらに書いてある1万1千9百平米でございますが、実際のこの写真上から言いますと右端の木が生い茂っている場所、あとは道路沿いの木が生い茂っている場所については売買とか貸し付けの対象にはしないと考えているところでございます。済みませんが、この写真も古いものでまだ校舎と体育館、プールなどがある状態になっております。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)</p> <p>次、33番の実習畑というところでございます。これについては、吉田議員さんの家の近くと申し上げて……、申し訳ないんですけども、鳴瀬川沿いに東光寺というお寺がございまして、その若干上側と言ったらなんでしょうね、東側なんですか。そこにあります実習畑というような名称で旧南郷町から引き継いでいるものでございます。面積が3,511平米ほど。割合大きな土地でございます。これについてもちょっと何に使われていたかというその前の形状については、済みませんが、調べられませんでした。下のほうにポツンポツンとあるのが全部お墓ですね。</p>
山岸三男副委員長	実習畑って小学校の実習畑ってということ。
吉田眞悦委員	昔南郷高校の実習畑として使ったんだけど、そいつが町のものになっているんださな。
山岸三男副委員長	町が県に貸してたってことか。
吉田眞悦委員	払い下げになったのさ。これずっと昔堤防だったのさ。私が幼少の……、低い堤防、鳴瀬川の。鳴瀬川がこう蛇行してっから。昔の堤防を撤去した跡地なのさ。ずっとね、木間塚から。(「眞ちゃん、お坊ちゃまのとき遊んでたの」の声あり)そうそう。だからここは大崎市なのさ。(「ああ、こっち側がね」の声あり)
寒河江克哉課長	<p>ですね。この辺はちょっと入り組んでいますから。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)</p> <p>最後、34です。これは南八丁の今大地フーズ、木の屋さんが入っている土地の西側でございます。今写真中央の部分何もありませんけども、今何も無い、白くなっている場所にはもう大地フーズさん、木のさんの工場が建っています。その向かい側の部分でございます。それで今回斜線を引いている部分が南八丁1の3、二千三百平米ですが、この斜線よりも下側の部分、去年の3月に木の屋さんに790万円ほどでお売りしております。これは決算でまた御説明いたしますが、下の部分はもう売買済みです。今回この斜線の台形型になっている部分ですね、大地フーズさんのほうから前々からほしいんだというようなことがありました</p>

	ので、今年度その部分を進めていきたいと考えているところでございます。
吉田眞悦委員	34番は決着つくんでしょ。
寒河江克哉課長	はい。一応町が誘致した企業でございますので、優先的にその部分を買いたいということで町長からも指示を受けております。ですからこの部分については今年度中に決着がつくのかなと思われまして。(「全部」の声あり) そうです。この斜線の部分全部です。あと、済みませんが、この写真と若干台形の形が違いますけども、これは県道の拡幅工事とかいろいろありまして、やはりどうしても町のほうで残さなくてはならない土地があるので全て写真とその台形の形が合わないということでございます。 以上34の説明でございました。
鈴木宏通委員長	ありがとうございました。 ただいま34カ所の部分、航空写真を交えながら場所等の確認を今してきましたけれど、それにつきまして皆様に、まあそれぞれいろいろ、その箇所ごとにいろいろお聞きしたいところもありますけども、通して何かございましたらば。ありませんか。 はい、吉田委員。
吉田眞悦委員	確認です。34番までの土地については、町としては利用するというのではなくて売却だよということで全部考え方が統一になっているということでいいんですか。
寒河江克哉課長	厳しい御質問でありますけども、町長、副町長とは全てこの34番までの土地を全て売却だというような話はまだしておりません。担当課として先ほど言った(1)から(4)までの基準で示すところといった土地がその利活用としてできるのではないかと思われるというようなことでございますので、今後この部分については町長、副町長と協議をしていきたいと考えているところでございます。
吉田眞悦委員	今後協議していくということだけでも、町としては、何に今後町としての計画の中で使うということはずないと。町としてだよ。という解釈でいいのかな。
寒河江克哉課長	議員おっしゃるとおり今現在は計画はございません。
吉田眞悦委員	だから、もし買い手があれば売りますよというのがまず第一に出てくる土地だという考え方なのかな。
寒河江克哉課長	はい、そのとおりでございます。ただしということで付け加えさせていただきますと、町で売買する際にはその境界確定、その土地の境界をきちんと確定するのがまず一つ。あとはその土地の不動産鑑定をします。その2つの手続きを整った後、お売りしたいというような考え方で進めております。ですので、この全ての土地についてはその境界確定がまだ終わっていない土地もございまして、今後その手続きを経る際には議会にそれに関連する予算をお認めいただいた後ということになると、そのように考えているところでございます。

鈴木宏通委員長	よろしいですか。(「あともう一つ」の声あり) はい、吉田委員。
吉田眞悦委員	この1番の土地なんだけども、墓地に隣接している土地なんだよな。それで、ちまたのお話なんだけど、駅東地区に越してこられた住民の方々の一部になるうけども、将来に備えて墓地をとということの要望というのは届いているの。担当課のほうには届いてないんだ。
鈴木宏通委員長	はい、課長。
寒河江克哉課長	町長からそういったお話を聞いたということは確かでございますが、住民の方から直接防災管財課のほうに要望とか意見があったわけではないという状況でございます。町長がその地区の総会かなにかの際にそういった話を聞いたということは聞き及んでおります。
吉田眞悦委員	地域とか行政区長さん方を通しての正式な申し入れではないということだね。現時点ではね。
寒河江克哉課長	はい。
吉田眞悦委員	ただ、ここの墓地については、あれ、あそこ町営墓地。町営墓地だよな。(「共葬墓地」の声あり)
吉田二郎委員	70カ所あるんです。町の保管しているところ。
吉田眞悦委員	ああ、全部でないんだ。
寒河江克哉課長	町で管理している土地については本小牛田のお寺さんは真證寺さんの裏の部分と牛飼共葬墓地です。
吉田二郎委員	2カ所あるんですよ。町屋敷共葬墓地というのは真證寺の128で、そして今言った西原、幼稚園の西側に70カ所つくったんですよ。牛飼共葬墓地っていうね。(「町でつくったの」の声あり) うん。その隣の部分が共葬墓地で従来からの墓地なの。
櫻井功紀委員	あれは今更地になってんの、幼稚園は。
寒河江克哉課長	幼稚園の跡地は更地です。
櫻井功紀委員	更地だよな。建物ないよね。
寒河江克哉課長	昨年度下水道工事をする際に、その資材置き場に貸してほしいということでお貸しはしていましたが。基本、更地になっております。
大橋昭太郎議長	こないだの村松議員の一般質問でも町長が答えているのさな。その後具体化してないっていうだけの話で。
寒河江克哉課長	そうですかね、はい。
鈴木宏通委員長	はい、千葉委員。
千葉一男委員	34番っていうのは先ほど、一応売却する予定で今進んでいるのかな。そういうふうを受け止めたんですけども、これなんかはさっき言った売るための手続きは全部整っているんですか。それが一つと。それは売買だよな。贈与じゃないんだよね。町が支援した企業だからやるということではないんだよね。商売ね。ものを売るのね。
寒河江克哉課長	まずその手続き的なものなんですけども、昨年度でその用地の境界確定は終わっております。ですので、先ほど言った条件の境界確定は済んでいると。あと不動産鑑定も済んでおります。その2つが終わっており

	<p>ますので、それに基づく適正な価格で隣接する企業様にお売りしたらいいんでないかということでしています。贈与でなくてあくまでも売買です。</p> <p>実際、評価額については木の屋さんとかが来たときの評価額の今約倍くらいになっていますので。それでももともと木の屋さんが来た際は、確か 2,500 円くらいだったと思いますが、今不動産鑑定したときには 4,600 円くらいの価格で。</p> <p>それについては今年度そういった手続きを取りたいと思っています。</p>
鈴木宏通委員長	はい、佐野委員。
佐野善弘委員	この 34 番の中で 31 年度予算の中で売買の予定となっているのは確か 6 番の中埜幼稚園の駐車場跡地と 32 番の旧練牛小学校だったと思うんですけど、そのほかにあったんですって。
寒河江克哉課長	<p>佐野議員がおっしゃるとおりでございます。当初予算を計上する際にはその中埜幼稚園の駐車場跡地と練牛の 2 カ所ですね、当初予算でということで計上しましたが、これはあくまでも昨年 11 月の予算計上時期の話であって、その後この南八丁の部分をなんとかという話を受けましたので、当初予算の部分には入っておりません。ですので、決算前に令和元年の補正予算でもしもその部分も、全ての部分 3,500 万で売れてこの部分も追加ということであれば、補正予算を計上したいと思いますが、なにせ練牛小学校の跡地についてはこれからと。旧中埜幼稚園の跡地についてもまだ売買の相手さえ見つからないという状態でございますので、その 3,500 万の当初予算の計上した中に入ってくるというような考え方も出てくるかと思えます。</p> <p>ですので、当初予算の計上の際にはまだ明確化できなかったもので、計上はしておりませんでしたということで御理解いただきたいと思えます。</p>
鈴木宏通委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>はい、では二郎さん。</p>
吉田二郎委員	同じなんですけど、売却予定地として公表したのはこの 34 のうちの 2 つだけでその前もなかったということでいいんですね。
寒河江克哉課長	はい。
鈴木宏通委員長	<p>そのほかございませんでしょうか。ありませんか。(「はい」の声あり)</p> <p>本日一応皆様に町有未利用地の利活用についての現状について、町が保有しているその中の 34 筆について皆様に示したとおりでございました。</p> <p>次回におきましても、町のほうの部分というよりは今度理解をしていただいてどのような利活用方法があるかというのを検討しながらほかの町でどのようなことをしているかということ、少し情報を得ながら資料を揃えたいなと思っていました。</p> <p>それで、今回いろいろ教育財産あとは例えば宅地等、そして雑種地と</p>

	<p>いろいろございますし、その売却のほうという話も踏まえましてその他の利活用についてどのように考えるかというのこれから審議をしてみたいと考えております。まず情報をつなぐために資料を揃えたいと思いますので、次回までに揃えさせていただきたいと考えております。</p> <p>そのほかにまた何か町のほうの動き及び財産の管理にいろいろありましたら、また管財課のほうから情報をつないでいただく。また、うちのほうからいろいろこういうふうなのはどうなんだというような話がありましたら、またこのような機会を設けて話し合いをしたいと考えております。</p> <p>本日以上をもちましてまず1回目の現状把握についてを終了させていただきますが、よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)</p> <p>では、次回の常任委員会でございます。5月、今月は来週であと10連休になってしまうので、ちょっと私たちも今資料は揃えかねるところもあるんですが、5月連休明けということでもよろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>連休明けのちょうど1カ月後くらいになってしまうんですが、第3週くらいでいかがですか。</p>
山岸三男副委員長	27日の週ってこと。
鈴木宏通委員長	1つ前か2つ前。
吉田眞悦委員	5月13の週ってこと。
鈴木宏通委員長	13の週及び20日の週。 済みません、休憩をします。
	<p>休憩 午前11時 9分</p> <p>再開 午前11時23分</p>
鈴木宏通委員長	<p>では再開をいたします。</p> <p>それでは次回5月14日、火曜日、9時から現地確認をさせていただくということで担当課の説明をもとに一緒にお願いをしたいと思います。</p> <p>場所につきましては、終了後副委員長と担当課と話し合いをして場所の決定を行いたいと思いますので御承知おきいただきたいと思います。</p> <p>では、本日の会議を……(「作業着でしょ」の声あり)作業着をお願いします。作業着でこちら9時出発にいたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして本日常任委員会を終了させていただきます。</p> <p>では、副委員長よりお願いいたします。</p>
山岸三男副委員長	<p>どうも本日防災管財課さんには非常にわかりやすく説明していただきました。内容もよくわかるようになりましたので、さらに内容、議員のメンバーの共通認識を深めるためにも現地調査をするということでもたいろいろ御苦勞をかけますけどもよろしくお願いいたします。</p>

	きょうは大変御苦労さまでした。
	閉会

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年4月15日

総務、産業、建設常任委員会

委員長